

独立行政法人評価有識者会議

第8回農林水産消費安全技術センター部会

農林水産省消費・安全局総務課

第 8 回農林水産消費安全技術センター一部会

日時：令和4年7月14日（木）

会場：農林水産省共用第1会議室

時間：13：26～16：26

議 事 次 第

1. 開 会
2. 議 事
 - （1） 令和3年度業務実績の評価について
 - （2） その他
3. 閉 会

午後1時26分 開会

○大西総務課課長補佐 ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を開催いたします。

本日の司会進行を務めさせていただきます、消費・安全局総務課調整班の大西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはお忙しい中、農林水産省独立行政法人評価有識者会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の会合でございますが、委員6名のうち4名の方には、御来省いただき、1名の方にはウェブ会議での参加を頂いております。5名の方に御出席いただいておりますが、秋田県立大学名誉教授の金田吉弘委員につきましては、御都合が合わなかったため、書面にて事前に確認を頂いて出席に代えさせていただいております。

簡単ではございますが、委員の皆様を御紹介させていただきます。

五十音順で御紹介しますと、ウェブでの出席になります、熊谷公認会計士事務所所長の熊谷麻貴子委員でございます。

○熊谷委員 熊谷と申します。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 御来省での出席になります。東京農業大学応用生物科学部栄養科学科教授の小西良子委員でございます。

○小西委員 小西でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 御来省での出席になります。静岡県立農林環境専門職大学学長の鈴木滋彦委員でございます。

○鈴木委員 鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 御来省での出席になります。東京農工大学大学院生物システム応用科学府教授の豊田剛己委員でございます。

○豊田委員 豊田でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 御来省での出席になります。情報通信消費者ネットワーク代表の長田三紀委員でございます。

○長田委員 長田でございます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 それでは、配付資料につきまして御説明をいたします。

まず机上に資料1に関する正誤表及び事前に御質問いただいた内容をまとめた資料を配付しております。その下に、事前に送付いたしました資料と同じものをお配りしております。

すが、まず議事次第、配付資料一覧、委員名簿、配席図、その後ろに資料1、その後ろに参考資料としまして参考1から12を準備させていただいております。

資料につきましては、これから御覧になりながら、不足等がございましたら、いつでもお申し出いただければと思います。資料の方はよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、消費・安全局総務課長の平中から一言御挨拶を申し上げます。

○平中総務課長 皆さん、こんにちは。本年6月末に総務課長を拝命いたしました平中と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

第8回農林水産省独立行政法人有識者会議FAMIC部会の開催に当たりまして、一言御挨拶させていただきます。

まず初めに、委員の皆様方には、大変御多忙の中、お時間を頂戴いたしまして誠にありがとうございます。本日欠席の金田委員からも書面にて別途御意見を頂いておりますので、感謝を申し上げます。また、ウェブでの参加も頂いており、感謝を申し上げます。

本日は、FAMICの令和3年度の実績評価につきまして、各委員から御意見を頂くこととしております。FAMICの業務の質を更に高めていくためには、しっかりと実績を正しく評価していくということが非常に重要でございますので、忌憚のない御意見を頂きたいと思っております。既に各委員からは、事前に詳細に資料を読み込んでいただきまして、様々コメントを頂いております。これにつきましても、私どもの方から、できる限り丁寧に御回答させていただいて、より深い議論にさせていただきたいと思っております。

本日、しっかりと議論していただきたいということで、簡単でございますけれども御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○大西総務課課長補佐 続きまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センター木内理事長から御挨拶を頂きます。木内理事長、よろしくお願いいたします。

○木内理事長 理事長の木内です。

この度は、私どもの業務実績などについて説明する場を設けていただきまして本当にありがとうございます。また、日頃からFAMICに御理解と、それから御支援を賜りまして、改めて感謝を申し上げます。

御存じのとおり、FAMICは、審査や分析などの技術力、それから立入検査といった現場対応力を行政に生かすということで、行政執行法人として農林水産省と密接に協力・連携して仕事をしております。昨年度は、農薬や肥料、それから輸出関係の新しい制度が

現場で動き出しまして、私どもFAMICも、関連する業務が本格的に動き出した時期でございました。

また、御存じのとおり、あさりの産地偽装の問題、それから肥料の原料の逼迫という問題に対して緊急的な対応も私どもで実施させていただきました。

新型コロナウイルス感染症については、感染拡大2年目に去年は当たりまして、1年の半分程度が緊急事態宣言やまん延防止の中でありまして、1年目以上の本当に厳しい状況の中で、私ども、科学分析というリモートでできないような仕事、それから、立入検査という、その現場に行かなければいけない仕事をどのように実施するかということで、目標達成に向けて多岐にわたる業務を遂行しなければいけなかった状況でございます。

この中で、職員が創意工夫し、アイデアを出して、与えられた任務を果たす努力をした結果、令和3年度の業務全体の実績としましては、与えられた目標・計画を上回る成果を上げたと思っております。全体として自己評価をAといたしました。これについては御審議をよろしくお願ひしたいと思っております。

また、評価書には反映されておりましたが、昨年、委員の先生方から御指摘のあったFAMICの成果のPRを積極的に行うようにということについては、YouTube、それからFacebookを新たに始めまして、そこで発信をする。それから、国際対応力をしっかりと付けなさいということに対しては、FAMICの中の組織を改めまして、取り組んでいるところでございます。

今日は、評価に当たっては、FAMICを取り巻く様々な環境の変化も含めて、幅広い視点から御示唆を頂ければ有り難いと思っております。本日はよろしくお願ひいたします。
○大西総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は、令和3年度業務実績の評価についてでございます。

それでは、FAMICから令和3年度の業務実績及び自己評価を説明頂き、次に農林水産省から評価（案）の説明をさせていただきます。

説明に当たりまして、最初にI、国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項からさせていただきます。

それでは、FAMIC企画調整部長から業務実績及び自己評価の説明をお願いします。
また、昨年に引き続き説明は、標準の結果だったB評価のものを除いて、S、A又はCであった項目の評価の要点を説明願います。

それでは、FAMICから業務実績及び自己評価の説明をお願いいたします。

○田村企画調整部長 FAMIC企画調整部長の田村と申します。本日はよろしくお願い致します。

私の方から、FAMICの自己評価について簡単に御説明したいと思いますけれども、使います資料は、参考12のポンチ絵を中心にして、資料1の独立行政法人農林水産消費安全技術センターの令和3年度に係る業務の実績に関する評価書（案）を見ていただきながら御説明させていただきたいと思います。

それでは、先ほど司会からございましたように、時間の関係がございますので、通常のB以外のA、S、あるいはC評価としたものについて御説明させていただきます。

参考12のNo. 1を御覧いただければと思います。

まず肥料の関係でございまして、最初は農林水産省からの緊急要請業務でございまして、資料1では6ページになります。

これにつきましては、先ほど理事長の挨拶の中でも申し上げましたように、肥料の主な輸入先国が自国の肥料確保のために輸出の制限等をしたこともございまして、昨年度、肥料が非常に高騰する状況がございました。それに対応いたしまして、農林水産省からも指示がございまして、他国からの代替の輸入肥料原料を迅速に登録しないといけないということで、FAMICが行っております肥料の登録に関する調査を短縮して行うことになった次第でございまして。

これにつきましては、FAMICでも検討いたしまして、通常45日間が標準処理期間とされておりますけれども、それを半分の23日に短縮するスキームを作ることで、一つは、対象となる肥料、今回は尿素、リン酸アンモニウムでございましたけれども、それに関する事業者の情報等を事前に農林水産省からも頂いて、登録申請に必要な書類を事前に確認すること、それから、事前にその対象となっている肥料の輸入状況に関する情報もセンターの中で共有しながら、迅速に農林水産省に報告可能な体制を整備したということ、さらに、通常の肥料登録業務に加えまして、緊急の要請ということで、代替肥料の原料輸入の申請の受付から調査、報告、登録までスケジュールをしっかりと管理して行うということで、スキームを提案させていただきまして、23日間で登録するスキームを確立したところでございます。実際には15日ということで、もっと短い期間で対応しておりまして、そういった私どもの努力を登録手続期間の業務の短縮に生かすことができたことで、これにつきましてはS評価とさせていただいております。

次でございます。参考12のNo. 2 でございますして、肥料の立入検査等業務、肥料の法改正に伴う業務でございますして、資料1の8ページと10ページにそれぞれ記載されております。

いずれも肥料の制度改正に伴うものでございまして、御案内のとおり、肥料取締法が改正されまして肥料の品質の確保等に関する法律になったことで、新しい制度ができております。

一つは指定混合肥料で、従来は化学肥料などと堆肥を混合した肥料というのは認められていなかったのですが、新しい制度では指定混合肥料として届出で生産できるということになっております。ただ、新しい制度でございますので、実際に立入検査等に入る場合は地方農政局の職員の方への技術的な支援が必要だということで、FAMICで技術的な支援を行ったところです。

これが参考12のNo. 2の上半分に書かれているものでございまして、どんなことをやったかと言いますと、生産状況や生産計画の調査を行って、従前の検査実施のマニュアルですとか表示のチェックシートを見直して、指定混合肥料の立入検査に対応できるようにしたこととか、製造設計書や指示書などを基にしまして、実態に合った研修資料を作って、地方農政局等の職員の方にOJT、あるいはウェブでの研修を実施したということでございます。

それからもう一つ、No. 2の下段でございますけれども、法改正が行われて、先ほど申し上げました副産物・廃棄物を肥料化するための指定混合肥料のほか、原料管理制度など、幾つか新しい仕組みができておりまして、問合せが非常に増加しておりました。その問合せに対しても、それぞれ答える人によって答えが違ってはいけませんので、運用基準の平準化が重要だということでございます。

これにつきましては、FAMICといたしましては、ホームページですとか登録窓口、立入検査においてリーフレット等で改正内容の周知を行うとともに、Q&Aを作成していくために事業者等の質問について取りまとめる、あるいは運用基準の平準化に向けて農林水産省、地方農政局等と肥料登録システムを活用して、質問内容の情報共有を行ったということでございます。これによりまして、地方農政局等の立入検査の対応の支援ですとか、法律の改正内容の情報発信、あるいは関係者の情報共有による基準を統一したということで、行政機関の立入検査スキルの向上に貢献し、また、制度にのっとりた安全性と品質の確保された肥料の供給に貢献したということで、A評価とさせていただきました。

次に参考12のNo. 3を御覧いただければと思います。これは、資料1でいうと13ページになります。

肥料等の調査研究業務でございまして、肥料の試験方法につきましては、従来からF A M I Cでは肥料等試験法を作って毎年更新していたわけですが、この試験法は、従来、公定法である肥料分析法という別の試験方法の補完的な位置付けでございまして、ただ、令和2年4月からF A M I Cが作っている肥料等試験法が公定法になったということでございます。従来からも信頼性の維持には十分注意していたところですが、肥料等試験法が公定法になったということで、その信頼性確保のために、肥料等試験法の改正手順なども、明確化する必要があるだろうということでございます。

これにつきましては、肥料関係の調査研究業務を外部有識者の方などに御意見を伺う場が従来からあったわけですが、そちらの部会を早期に開催すること、あるいは、公定法ですので、農林水産省の職員の方にも新たに加わっていただくこと、そういった部会等の手続等の改正を迅速に行ったこととございまして、さらに、その改正内容を正式に諮問させていただくような形で御意見も頂き、肥料等試験法の改正手順をしっかりと整えたということとでございます。そういうことを迅速にやったことによりまして、従来どおり、上半期までに肥料等試験法の新しい版をホームページで公表することができたということとあります。

また、今回の肥料等試験法につきましては、各試験法に共通する部分や妥当性確認の手順を附属書として別に記載して、利用者の利便性を向上させたということで、従来、測定条件などは成分ごとに記載をしていたのですが、むしろ分析機器によるところが多いので、分析機器ごとに測定条件を記載するという形に変えて利便性の向上を図らせていただいたということとでございます。

それから、参考12のNo. 3の下半分でございますけれども、もう一つ、農林水産省からの要請への対応ということでございまして、今回は緊急要請ということでなかったのですが、汚泥肥料中の有機フッ素化合物、これらは、非常に安定性が高くて環境に残りますし、生体中に蓄積されるというものでございますけれども、その分析法につきまして、令和2年度に緊急要請があつて分析法を開発いたしました。さらに令和3年度につきましては、令和2年度の段階では単独の試験室で試験をしていたわけですが、令和3年度は室間共同試験を実施しまして、その妥当性を確認するとともに、対象も汚泥肥料のほか、乾燥菌体肥料にも拡大して、いざというときに分析できる体制を整えたということと

ございます。

以上が肥料関係でございまして、これら小項目ではBもAもあるのでありますが、それらを積み上げると、肥料部門全体としてはA評価とさせていただいております。

では、引き続きまして農薬関係業務に移らせていただきたいと思います。

資料1の17ページを御覧いただければと思います。

参考12のポンチ絵はないのですが、農薬の登録及び再評価に係る審査業務ということで、これも小項目としてA評価とさせていただいております。これは数値的には達成率100%で、普通であればBですが、年度目標で困難度が高いと位置付けられておりまして、そうしたものについては、評価のルール上、通常の達成率であっても1ランク評価を上げるということになっておりますので、A評価とさせていただいております。

内容的には、農薬の新規登録、再評価に係る登録業務でございまして、非常に専門的知識も要るし、再評価が始まりまして業務のボリュームも非常に増えているということで、困難度が高いとされております。

それでは参考12にお戻りいただきまして、No. 4の特定試験成績に関する基準案の作成ということでございます。

これにつきましては、人の健康等に関連する試験項目につきましては、農薬のG L P基準に適合した試験施設で試験された試験成績を出してくださいということに由来からなっているわけございまして、それを特定試験成績と言っておりますけれども、この農薬のG L P基準への試験施設の適合について、より明確化を図ったというものでございます。

No. 4の左の背景・課題というところに書いておりますけれども、試験施設の調査、適合確認に関しての課題ということで、幾つか明確化を図らないといけないのではというところがございました。一つは不適合とする判断基準でございまして、G L P基準のどの項目が守れない場合に不適合とするのかといったこと。それから、2点目といたしまして、施設側からの申請なしに調査を可能とする仕組みでございまして、現在、手挙げ方式でございまして、施設側から手が挙がってこないと調査ができない仕組みになっております。また、3つ目としまして、適合確認を取り消す仕組みで、これにつきましても、調査の申請があつて、調査をして不適合ということが出来ますけれども、取り消すという仕組みははっきりとはないということでございます。農薬のG L Pの対象がだんだん拡大していく中で、いろんな試験主体も参入してこられて、従来はそれほど問題なくやれていた部分が、判断に迷う例などが出てきたりして、こういったものを明確化する必要があるのではない

かということになったということでございます。

それから、Ⅱの方は、登録申請時に提出される海外の試験成績で判断に迷う例が多かったようでございますけれども、試験成績がG L P基準適合試験によるものか判断するための手順や基準、そういったものがやや明確でなかったのもので、その明確化が必要であるということでございます。

これに対しましては、F A M I Cといたしましては、国内外の他のG L Pの制度や調査・処分の実績、あるいはO E C DのG L Pガイダンスを精査しまして、試験施設や試験成績を不適合と判断するポイントを取りまとめ、また、試験施設に対する指導力を発揮する上で追加すべき仕組み、例えば当局側の判断で調査に入れるとか、そういった仕組み等について検討してルール案を作成し、農林水産省に報告させていただいたということでございます。

これらの判断基準の明文化によりましてG L P調査や登録審査が効率化され、また特定試験成績の信頼性と透明性の確保、あるいは農林水産省における施策立案、その検討促進に貢献するのではないかということで、A評価とさせていただいております。

次に、No. 5でございます。資料1では20ページになります。農薬の補助成分についての案件でございます。

農薬の製剤につきましては、いわゆる殺虫殺菌効果のある有効成分の部分と、あとは、安定的な効果を発揮させるための補助成分で構成されておまして、従来、補助成分だけということではなく、農薬製剤として急性毒性試験の結果等に基づきまして安全性を確保してきたということですが、欧米では補助成分自体を規制するというような仕組みもございます、もう少し改善する余地があるのではないかとということで、補助成分の規制の検討が現在進められているところでございます。

F A M I Cといたしましては、それを受けて、まず、現在約4,000剤登録されている農薬の補助成分の調査を実施して、補助成分を含む農薬の補助成分の変更の手続に関して、どんな試験成績が必要なのかとか、あるいは変更の要否等の判断基準をどうするか、そういったことを整理して報告させていただいたものでございます。これによりまして、農薬の補助成分の規制の仕組みが導入されれば、製剤の安全性につきまして、より適切かつ明確な指導や助言が可能ですし、申請者は、より安全な製剤開発を行うことができるのではないかとということで、これにつきましても自己評価はA評価とさせていただいております。

次に、No. 6でございます。生物農薬の関係でございます。これは資料1では21ペー

ジから22ページにかけて書かれております。

生物農薬、いわゆる天敵農薬ですとか微生物農薬でございますけれども、農薬の登録申請の際には、農林水産省の通知に従った試験成績が必要になるわけですが、こういった生物農薬につきましては、化学農薬を想定した通知では、過不足といたしますか、こういう試験成績は要らないけれども、逆にこういう試験成績は要るとかいったことがあるというような状況がございます。申請者との共通理解を醸成して、今まで個別に受けていた相談等、そういったものの効率化を図る必要がある。特に再評価制度が始まっており、これは非常に大きなボリュームの仕事になりますので、生物農薬の審査についても透明性の確保と効率化が重要であるということで、FAMICといたしましては、取組の内容の欄に書かれてありますように、海外のガイドライン、また、それだけでは具体的な運用をどうやっているのかというのがよく分からないので、農薬評価書も参考に、日本での評価方法の構築を図ったということで、試験要求の指針（案）を作成したり、あるいはそういったものに対する、意見、問合せに回答、あるいは評価に関するガイダンス試案を作成して内部で議論して、生物農薬に関する既存通知の改正、あるいは制定に向けて技術的な検討を行ったということでございます。これによりまして、生物農薬の試験要求に関する農林水産省の通知の検討に寄与できたのではないかと考えておりまして、将来的には生物農薬の開発・申請の促進、生物農薬の再評価審査の効率化、あるいは現在農林水産省が推進しておられます「みどりの食料システム戦略」の推進にも貢献できるのではないかと考えまして、自己評価はAとさせていただきます。

以上3つにつきましては、後ほどまた委員の御質問にお答えする形で御説明しようと思っておりますけれども、農林水産省において、通知が改正されたとか制定されたという状況には至っていないのですが、FAMICでそれに先立っての技術的検討を一生懸命やらせていただいたということで、今回挙げさせていただいております。

それから、次にNo. 7ということでございます。農薬の残留状況調査業務についてでございます。これは資料1の22ページ、23ページになります。

毎年度、FAMICでは農林水産省の指示を受けまして、農産物の農薬の使用状況及び残留状況調査をやっております。令和4年度にはお茶の残留状況調査業務をやることになっていただいておりますけれども、お茶につきましては、背景・課題の欄に書かれておりますように、ほかの農産物に比べましてカフェイン等のきょう雑物の妨害があつて分析が難しい。さらに、そのきょう雑物が分析機器を汚染させて故障するおそれがあるという

状況がございました。

お茶の分析につきましては、厚生労働省が通知で出している試験法があるのですが、これは、1つの農薬についてそれぞれ検査するということならいいのかもしれませんが、複数の農薬を同時に分析できるかどうかということが担保されていない方法でございまして、FAMICのような検査機関には、そのままでは使えないというような状況がございました。

このため、FAMICで独自に通知試験法を検証しまして、茶葉からの抽出精製工程を改良するのですとか、あるいは、厚労省の通知法では2種類の分析機器を使うことになっているのですが、1種類の分析機器（LC/MS-MS）に集約するということが、それから、低濃度でも分析可能な機器を使用して、それがLC/MS-MSでございすけれども、希釈倍率を上げることできよう雑物の影響を低減する、あるいはいろんなカラムを試して分析に最適なカラムを探すということで、FAMICでやるのに適した分析方法を作ったということでございまして、これにより得ました結果としては、53種類の農薬の定量が可能になり、かつ同時分析も実現したもので、新たに茶の農薬使用状況、それから残留状況調査をできるようになったということでございます。

以上が農薬に関してでございまして、農薬につきましても、小項目の積み上げで、中項目、農薬部門全体としてはA評価とさせていただいております。

次に、資料1の26ページをお開きいただければと思います。

26ページの下に飼料等の立入検査等業務というのがあると思います。これにつきましては、自己評価の評定と根拠の欄を御覧いただきますと分かりますように、評定をCとさせていただきました。これはなぜかと申しますと、標準処理期間内に立入検査の結果報告ができなかったものがあったということでございます。

その理由はケアレスミスでございすけれども、地域センターが行った立入検査の結果、あるいは収去品の試験結果につきまして、FAMIC内のグループウェアに掲載したのですが、本部の担当者がそれを見落としていたということで、地域センターと本部の間できちんと連絡を取り合っていれば防げたことではあったのですが、いずれにしても、標準処理期間内に報告できなかったものが幾つかあったということで、自己評価はCとさせていただきました。

それでは参考12に戻っていただきまして、No. 8でございす。資料1は、29ページになります。

これは飼料の安全性に関する検査等業務ということで、中身は本部だけでなく各地域センターで、ISO/IEC 17025、これは試験所又は校正機関に対する要求事項を書いたものですけれども、それに沿った検査ができるようにして信頼性を確保したということでございます。

当たり前のことを言うようでございますけれども、検査・分析機関としては、分析の信頼性を客観的に確保するということが非常に重要だということで、FAMICの飼料部門の本部では、既にトウモロコシ中のかび毒試験のISO/IEC 17025の認定を取得しております。ただ、分析は当然本部だけでやっているわけではなく、各地域センターでもやっております。もし違反があった場合は迅速な対応が必要ですので、当然迅速な試験結果の確定も必要ですし、あるいは、再試験とか機械が故障してしまったというときには、センター間で連携して、できるセンターでやるといったこともやらないといけないということもございますので、飼料部門全体で同じレベルの管理体制を構築する必要があるということでございます。

ただ、ISO/IEC 17025の認定を取って維持するのはお金も掛かりますし、相応の労力も掛かるということで、地域センターについては、ISO/IEC 17025の自己適合宣言、これは文字どおり、自分たちでISO/IEC 17025の要求事項に合っているかということをチェックして自ら適合を宣言するというものでございまして、地域センターについては、その自己適合宣言の方向でいこうということでやったものでございます。

取組の内容の欄に書かれておりますけれども、既に本部では認定を取っておりますので、専門的な知識が必要な不確かさの評価などは、認定試験所、つまり本部の算出方法を地域センターにも共有し、また、定期的な妥当性確認や不確かさの再評価は本部が計画して全国統一的に実施して、同じ技術レベルの維持を図ったということです。

一方、地域センターでは、本部に比べるとかなり人数が少ないのですが、通常の立入検査等の業務を行う中で、それぞれSOPの整備や精度管理を実施し、また、新型コロナウイルスの感染が広がった年でもございましたけれども、感染の落ち着いたタイミングを見極めながら、内部監査を実施したというようなことで、自己適合宣言を令和3年度中に全ての地域センターで実施しました。それによりまして、地域センターにおいても本部と同じ品質管理を実施する体制を確立して、一体的な信頼性確保と迅速な試験結果の確定の体制を整えたということで、A評価とさせていただきます。

次に、参考12のNo. 9でございます。これは資料1では30ページになります。

GMP適合確認の実施ということで、従来からGMPの適合確認というのは農林水産省と共にFAMICで進めておりまして、事業者が生産工程で重要な点をチェックして、適正な飼料を生産していただくというものでございますけれども、そのGMPの適合確認に行くFAMICの検査要員が不足してしまうという状況が生じました。それはなぜかというと、GMPの検査員になるための資格要件として、農林水産省で実施している中央畜産研修の受講を要件にしていたのですけれども、新型コロナウイルスの感染拡大の関係で、その研修が2年続けて中止となってしまったということで、若手の職員ですとか他部門からの異動者がGMP現地調査の要員の資格を取れないままになってしまいまして、特定の職員に業務が集中するとか、現地検査の要員が不足するといった事態が生じました。

これについて、新型コロナウイルス感染症拡大の中で何とかしないといけないということで、中央畜産研修の開催は見込めませんでしたので、FAMICの中で新任者内部研修を実施して、その内容については、中央畜産研修の講師を経験した職員が、その中央畜産研修の内容を踏まえたテキストで研修を実施するというので、中央畜産研修に代替して資格を与えてもいいというぐらいの研修をやりまして要員を確保したということであります。また、それに当たってはウェブ会議システムを使いまして、地域センターも含めて審査の統一化を図ったということでございます。これらによりまして現地の検査の要員を確保することができたということございまして、これについてもA評価とさせていただいております。

次にNo. 10でございまして、飼料製造管理者認定講習会の開催ということでございます。これは資料1では32ページになります。これも新型コロナウイルス対応ということでございます。

飼料製造管理者については、一定の製造事業場には必ず置かないといけないということを法令で義務付けられております。その飼料製造管理者になるための方法の一つとして、FAMICが実施しております飼料製造管理者認定講習会を受けるというものも選択肢の一つとしてございます。この講習会は、従来5日間掛けて集合研修でみっちりやっていたわけですが、それが新型コロナウイルス感染症の拡大で、大人数を集めるというのは難しかりょうということで、ただ、一方で、法令で設置が義務付けられている管理者になるための講習会ですので、やらないわけにもいかないということで、どうするかといういろいろ検討した結果、講義についてはeラーニングでやりましょうと、各講義の動画を作成して、あるいは分析の実施につきましても試験法の操作方法の動画を撮影して編集し、ポ

イントが分かりやすくなるような動画を作成しました。

この講習会につきましては、最後に修了試験がございますけれども、これはさすがに、カンニングのおそれもあり、オンラインではできないということで、感染防止対策を徹底して集合形式で実施したということでございます。このeラーニングと集合形式の試験を組み合わせ、何とか新型コロナウイルス感染症拡大の中での講習会を乗り切ったということございまして、それ以外にも、オンラインでやる部分が結構ございましたので、受講生や講師の移動時間や旅費の軽減、それから、オンデマンド配信になりますので繰り返し視聴が可能といったようなこととか、そういった幾つかの効果も生まれたところかなというふうには思っております。

ということで、この自己評価はAとさせていただいております。

次に、No. 11でございまして、国際関係でございます。資料1では34ページになります。

FAMICは、OIEの飼料安全に係るコラボレーティング・センターになっているわけですが、2019年にアジア太平洋地域の12か国でラボネットワークというのを設立しております。そのラボネットワークの参加国に対してアンケートを取ったところ、分析、特に重金属の分析の研修について要望が多かったということで、それを準備しようとしていたわけですが、これも新型コロナウイルス感染症の拡大のため、ハンズオンでの研修実施が困難になったということでございますので、FAMICから、ウェブによるテクニカルワークショップの実施をOIEのアジア太平洋事務所に提案いたしましたところ、逆にアジア太平洋事務所からは、だったらワークショップも一緒にやったらどうかという提案もありまして、結局ワークショップとテクニカルワークショップを一緒にやることになりました。FAMICでは、これも動画を活用したわけですが、テクニカルワークショップの実施に当たりまして、基準値の設定方法や分析方法に関する講義の動画を作成して実施したということでもあります。それに当たっては、理解しやすいよう、テロップや図式を動画に追加したほか、英語の表現については、専門用語などもございますが、海外の文献等を参考に原稿を作成して一生懸命動画を作ったということでございます。

このような形で動画を作ってテクニカルワークショップを実施したわけでございますけれども、動画につきましては、この研修で使っただけではなくて、OIEのアジア太平洋事務所のホームページにも掲載してもらって、繰り返し視聴が可能な状態になっているということでございます。また、併せてワークショップを開催したことで、このラボネットワーク以外の国も含めて、2021年につきましては従来よりも多い9か国、18名の方が参加

していただいたということでございます。

全体的な評価としましては、参考12のNo. 11の右下に書いておりますように、全体として非常に良かったと。このビデオを見ることで、我々のラボをアップグレードする良い手順を学ぶことになったといったような声も頂いております、これもA評価とさせていただいております。

次に、飼料の最後でございますけれども、飼料の調査研究業務でございます。No. 12でございます、これにつきましては、農研機構にFAMICの職員を新たに駐在させることにしたことでございます。調査研究業務については、当然ながら分析技術の進歩への対応もありますし、人材育成もしていかなければいけない、あるいはFAMICのプレゼンス向上のためには共同研究もやっていければというようなこともございまして、農研機構の食品研究部門のかび毒を主に扱っている部署にFAMICの職員を常駐させて、研究者と密接な意見交換、情報交換を開始したということでございます。

そのほか、他部門の分析への協力ということで、緑肥中の栄養成分分析と書いてありますけれども、この研究機関の肥料部門の研究グループに協力したりですとか、そういったこともいろいろやったということでございまして、成果・効果といたしましては、一つは駐在員の知識・技術の向上、FAMICへのフィードバックということもありまして、次期の調査研究予定課題の立案にもつながったということ、それから、2機関、具体的には農研機構と名古屋大学でございますけれども、将来的な共同研究の実施の提案も今頂いているところでございまして、令和3年度から駐在を始めたわけでございますけれども、1年間で早速将来に向けての芽が出ているというか、そういった状態にあるということで、自己評価をA評価とさせていただいております。

飼料部門につきましては以上でございまして、小項目を積み上げた結果、飼料部門全体としてはB評価という自己評価とさせていただいております。

次に、食品表示の監視業務でございます。参考12のNo. 13になりまして、資料1では37ページということになります。

これは、先ほど理事長も御挨拶の中で触れさせていただきましたけれども、あさりの産地判別に関する科学的知見の熊本県への提供ということでございます。一頃、新聞、テレビでかなり報道されましたので、お聞き及びかと思っておりますけれども、外国産のあさが熊本県産と表示されて大量に出回っているということでございまして、これは、農林水産省が行った調査でも、明らかに生産量よりも実際に店頭に並んでいる量の方がはるかに多い

ということが分かりましたし、FAMICも科学的分析をこの調査の中で行っておりまして、それによりますと、FAMICが分析した熊本県産と表示されたものの97%に外国産あさがりが入混入されている可能性が高い、要するにほとんどのもので外国産あさがりが入混入されている可能性が高いという結果が出ました。

非常に大きな問題になりまして、熊本県としても県独自でもいろいろ取組をされたようでございますけれども、国に対しても要請がありまして、その要請の中にFAMICに対する要請もございました。具体的には、あさりの分析技術を県に移転してほしいということとございました。ということで、熊本県の水産関係の研究機関の職員に研修を行うこととなりました。熊本県知事から農林水産大臣に要望書が提出されたのが令和4年2月8日でございますけれども、それから急遽、FAMICで受入れ準備をしまして、正月8営業日で、熊本県の要望の聴取、研修内容の精査、研修資料の作成等を行って、県の職員を2名受け入れまして、DNA分析に必要な技術情報、あるいは判定基準のための統計学的知見について研修を行わせていただいたということでございます。

このように、FAMICとしても、このあさりの偽装問題について、我々が持っている技術、ノウハウを使って非常に迅速に一生懸命対応したということで、A評価とさせていただきます。

次に、その下でございます。参考12のNo. 14でございます。資料1では38ページになります。

これはスルメイカの種判別というものでございまして、スルメイカにつきましては、近年歴史的な不漁が続いておりまして、漁獲量が激減しているということです。それに伴いまして当然調達が困難になりますので、価格が上昇する。価格が上がれば、スルメイカ以外のイカに原料をシフトするでしょうから、ここにスルメイカと表示した商品に偽装が行われる可能性があるのではないかということをFAMICで予測して、種判別技術の開発に着手いたしました。

平成30年度から2年間ほどでスルメイカを判別する技術を開発いたしまして、実際にスーパーなどでFAMICの職員が検査用の食品を買い上げてくるわけですが、それをモニタリング検査と言っておりますが、モニタリング検査にその技術開発結果を活用して分析を行ったということでございます。そうすると、やはりいいですか、スルメイカ以外のイカがスルメイカと表示されている商品に使われているということが疑われるものが出てきまして、FAMICと農林水産省合同での立入検査に至ったということでござい

ます。立入検査におきましても、粘り強く業者に対する検査を行いまして、結果として、表示違反が確認された事業者2件に対しまして、農林水産省が指示公表を行ったという結果につながっております。

これにつきましては、偽装されるのではないかという可能性を考えて技術開発を行い、科学的検査を使って、その結果、やはり怪しいと思われるものが出てきたので立入検査につながったという、表示監視業務で行っている各業務が有機的に連携して成果につながった例として、自己評価をAとさせていただきます。

次に、No. 15でございまして、食品表示の科学的検査業務ということでございます。これは科学的検査の方法を改良したというものでございまして、資料1では40ページの上になります。

対象はしょうゆですけれども、しょうゆにつきましては、「純」とか「純正」とか、あるいは「天然醸造」、「生」といった表示をするときは添加物の使用が認められておりませんで、FAMICでは、保存料である安息香酸が含まれているかどうかということで、その表示が本当かどうかということをチェックしております。ただ、その分析方法が、一つは水蒸気蒸留をやるのですけれども、それは水蒸気を使うので、やけどの危険があるということと、CO₂の排出にもつながる。さらに、蒸留に時間が掛かる。それから、液体クロマトグラフの移動相に使用する緩衝液の性質から、塩がカラムに析出して、分析機器が故障してしまったりすることがございました。

これらを解消するために、FAMICの仙台センターで頑張ってやったものですけれども、抽出方法、例えば水蒸気蒸留をやめて固相抽出という方法を使う、それから移動相に使う液体も変えるといったようなことで、水蒸気蒸留をしなくて済む方法、それによって職員がやけどを負う危険性を回避し、CO₂の排出削減にも貢献する。あるいは、蒸留をしなくなった分、分析時間が大幅に短縮される。それから分析機器のトラブルを解消するというので、検査の大幅な効率化や故障リスクの軽減に貢献したということでございます。こういった検査方法の改良の工夫、それから、評価書の本体には書いてございますけれども、先ほど申し上げました農林水産省のあさりの調査にも協力して、大量のあさりの分析もやったということも加味しまして、この小項目につきましても自己評価をAとさせていただきます。

それから、No. 16でございます。表示監視業務の調査研究業務についてでございます。資料1では41ページになります。

調査研究成果につきましては、FAMICでは従来から公開調査研究発表会というものを開催しておりまして、そのやり方を工夫して大幅に参加者を増やしたということでございます。一つは、部門によって別々に発表会をやっていたところもあったものを全部一緒にしたということもございますが、大きなところでは、これも新型コロナウイルス感染症拡大の中で工夫をしたものではございますけれども、対面形式での講演会・発表会というのは難しかったということで、ウェブ会議システムにより開催したということもございます。これによりまして、従来は物理的なキャパシティもありましたので、そんなに人は呼べなかったのですが、例えば令和2年、30名だったのが、令和3年、150名まで大幅に定員を拡大して、調査研究に協力いただく研究機関にも幅広く個別に積極的に御案内しました。発表方法につきましても、発表当日のトラブルを避けるために事前録画して、質問についてはチャットやメールで頂き、回答をメールで行う方式に変えたということもございます。右側にありますように、一つは参加者が大幅に増えた。特に関東地域以外の方が増えたということですか、事前録画で当日のトラブルをできるだけ回避した。また、従来、質問時間が十分取れなくて、消化不良な部分もあったのかもしれないのですけれども、チャットやメールで質問を頂いて、後でメールにて回答するという方式に変えましたので、1課題当たりの質問者数も増えたことで、より参加者と双方向で細やかなコミュニケーションが取れたのではないかと考えております。

また、今御紹介しましたのは発表会のやり方についてでございますが、調査研究本体につきましても、令和4年度から加工食品の原料原産地表示が全面義務化されましたけれども、それに向けて、いか類加工品の原料いか及び豆腐の原料大豆の産地判別法を調査研究業務の中で開発したといったことも加味いたしまして、調査研究業務として小項目を自己評価Aとさせていただいております。

次に、JAS、それからFAMICでの認定センターの業務についての内容でございます。

参考12に出てこないものでございますけれども、資料1の44ページでございます。

JASの制定等に関する業務ということで、我が国の強みのアピールにつながるような規格の原案の作成、あるいは見直しによる原案の作成件数、これは団体等からの提案によるものへのサポート件数も含みますが、それにつきまして10件という目標を立てておりますが、18件あったということで、これは純粋に数字上、A評価となるということもございます。

続いて、参考12のNo. 17をお開きいただければと思います。

No. 17は国際規格に係る業務ということでございます。これにつきましては、J A S の国際化というのが今非常に大きな命題の一つになっておりまして、F A M I C でもいろいろ努力をしております。一つは、I S O のプロセスに乗ることで国際標準化を図る、若しくはJ A S の海外への普及を図る、そういったことをやっております。

上段に書いてありますが、I S O に乗っていこうじゃないかということでございまして、「生鮮食品の機能性成分に関する試験方法」につきまして日本から提案していこうということでございます。機能性成分の分析をする試験方法を標準化することで、日本製品の競争力強化、あるいは輸出の拡大、そういったものに寄与できるのではないかとということで、いろいろやっているところでございます。

これにつきましては、I S O の会合に参加することはもちろんとして、国内作業グループで提案の方針を作成する、あるいはI S O の技術委員会、T C と呼んでおりますけれども、T C 34 でワーキンググループを新設することに向けまして規格開発責任者として活動するといったこと、それから、現在新型コロナウイルス感染症拡大のため各国との対面での会合ができない中で、オンラインを活用した個別協議によって協力関係を構築するといったようなことで、現在、日本からの提案に向けての種々準備を進めているところでございます。新型コロナウイルス感染症拡大の中で非常に不自由な中、一生懸命個別協議などを通じて各国の理解を得ようとしているということでございます。

それから、下段はJ A S の海外への普及ということで、国際協力などの枠組みも使いまして、A S E A N 地域にてJ A S で定めた試験方法に関する研修といいますか、人材育成に協力しているということでございます。これもオンラインでF A M I C が作った動画を活用しながら受講者の理解を得ようとしたということで、ちなみに、これについては講座の受講の前後で5段階評価のアンケートを取っているのですが、受講の前と後で、後の方が2.5倍、J A S の理解度が上がったということになっておりまして、A S E A N 各国におけるJ A S のプレゼンス向上にも貢献したのではないかとということで、A 評価とさせていただきます。

No. 18でございます。登録認証機関、及び登録試験業者等に関する調査等の業務でございます。

これは背景・課題に2つほど背景事情を書いております。F A M I C では登録認証機関の登録や更新に関する調査をやっているところでございますけれども、一つは、J A S 法

の施行規則が改正されまして、事業者側の負担軽減のために、申請時の提出資料が一部不要になったということでございます。その提出書類の減少に対応してFAMICによる確認体制を考える必要があったということ。それと、令和3年度は更新申請を行う登録認証機関が非常に多い当たり年になっておりまして、全体の65%が令和3年度中に更新申請を行うということで、これも新型コロナウイルス感染症拡大の中でどうやってやるのかというような課題が生じておりました。これらの課題に対応して、FAMICでもいろいろ工夫をいたしました。例えば、書類調査の比重を減らして事業所での調査に重点を置いた調査に変更することとし、その際、申請者に自己チェック表に事前に調査事項を記入していただくことで、事業所での調査日数を増やさずに事業所での調査を遂行する工夫ですとか、あるいは、更新申請の調査については、これまで蓄積してきた登録認証機関の状況を確認しながら、変更点などに重点を置いた調査を実施したということ。それから、調査で確認すべき事項を明記した調査票様式に改善したということ。そういったことで、申請に係る提出資料が減らされる中でも調査の質を確保したことでございます。

また、新型コロナウイルス感染症対応といたしましては、遠隔調査というものを一部導入しておりまして、書類の電子化の状況やオンラインの設備の状況ですとか、そういった登録認証機関側の対応体制を確認して、オンラインであっても調査ができると判断したものについては、登録認証機関に対する遠隔調査を実施したところでございます。令和3年度は更新申請が多い年に当たっていたわけですがけれども、その中で期限までに更新を行ったということでございます。

次に、参考12のNo. 19でございます。資料1では51ページになります。

これはFAMICの認定制度でございまして、FAMICにおきましては、平成30年度に認定センターという組織が新たに立ち上がっております。JASaffと呼んでおります。JASは国家規格でございますけれども、JASaffでは、民間のスキームを利用した認証機関を認定するというようなことをやっているところでございます。これにつきましては、FAMICの認定センターは、新規参入組でございまして、なかなか最初は顧客をつかむのに苦労していたわけでございます。それでも、一生懸命メリット等を説明する中で、徐々にFAMICの認定を受けるところが出てきておりましたが、試験業者、即ち、試験を実施して、その客観的な試験データを提供するといったことを行う試験所の認定につきましては実績がゼロという状態が続いておりました。

これにつきましては、引き続きといいますか、興味を示していただけるところに直接出

向いて説明したり、あるいはメール等も使って認定制度の活用のメリットを説明したり、あるいは、国際基準を分かりやすく説明した資料を作成して御提示したりしました。さらに、FAMICの職員については研修やOJTで審査能力の向上を図りました。

また、今回、JASの登録試験業者になるもの、それからFAMICの認定センターからの認定を受けるもの、その両方の同時申請という事例も出てきました。これは、別々に違うところに申請するよりは申請者側の負担も減るということでございまして、FAMICとしても、できるだけ審査の負担を増やさない形で、認定センター及びJASの審査業務において、余りスピードの差が出ないように、いろいろ工夫をしながら、現地調査なども一度で済むような形で行ったということで、そういったいろんな努力をしまして、成果・効果の欄にありますように、令和3年10月に第1号のJASaff試験所認定、令和3年12月には、JAS、JASaff、双方の試験所が同時認定されたということでございます。

そういった形で一生懸命努力して、次第に認定実績を増やしつつあるということでございまして、自己評価はAとさせていただきました。

JAS、認定センターの業務については以上でございます。

次に、有害物質の分析業務に関するものでございまして、これは参考12ではNo. 20になります。資料1では55ページから56ページにかけてでございます。

この有害物質の分析につきましては、毎年度、農林水産省のサーベイランス・モニタリング計画の一環として、FAMICにもこれを分析しなさいという御指示が農林水産省から来るわけでございまして、かび毒の分析などをFAMICでは行っております。

令和3年度につきましては、通常の分析の指示に加えまして、一つは、背景・課題のところに書いてありますけれども、追加調査ということで、かび毒に関する調査の結果、かび毒汚染の蓋然性が高い地域が判明したということで、その防除対策ですとか低減対策の有効性の検証のために追加で調査の依頼が農林水産省から来たということ、それからもう一つ、予備調査ということで、デオキシニバレノール-3-グルコシド、これは人間の体内で加水分解されまして、かび毒を遊離させるのではないかとされているものでございますけれども、これが植物体内でも蓄積されている可能性があるということで、それが品種や栽培条件等によって蓄積に差があるか、予備的な調査を行うということも併せて指示されまして、これらを年度途中から実施したということでもあります。

ただ、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、評価書にも書いてあったかと思えますけ

れども、ロックダウンの影響などがありまして、標準試薬の製造や輸送に時間を要していたということ、それから、FAMICの分析要員も潤沢にいるわけではございませんので、こうした追加調査や予備調査に対応するためにいろいろ工夫をいたしました。一つは分析ランの工夫で、1回のランで処理する試料をできるだけ多くするようにして試薬の節約をしたことですか、それから、分析要員ですね。これは担当ではない職員も動員してやったということ。それから、分析機器の昼夜兼行運転と書いてありますけれども、担当外の職員も含めて、前処理等々から各段階のものをそれぞれ分担してやって、ひっきりなしに機械を動かしてやったということで、切れ目のない分析を実施いたしました。その結果を農林水産省に報告させていただきまして、先ほど申し上げましたような追加調査、あるいは予備調査の目的に貢献できたのではないかなということで、自己評価をAとさせていただいております。

この有害物質の分析につきましては、中項目としてはB評価とさせていただいております。

大変長くなって恐縮ですが、私の説明は以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

次に、農林水産省から評価案の説明をさせていただきます。平中総務課長、お願いします。

○平中総務課長 ただいまのFAMICの自己評価に対する農林水産省としての評価の案でございます。

資料1の評価書（案）に、FAMICの自己評価の一つ一つについて農林水産省の評価案を書かせていただいておりますけれども、これを一覧表にまとめておりますのが参考11でございます。これを見ながら御説明をしていきたいと思っております。

まず、肥料及び土壌改良資材の関係業務でございます。この参考11でいきますと、3のところから27のところまでです。資料1でいきますと4ページから14ページ、先ほどの参考12でいきますとNo. 1から3でございます。

これにつきましては、今御説明のありましたFAMICの自己評価、Sが1項目、Aが3項目ということでございました。特にSの自己評価を受けております参考12のNo. 1でありますけれども、昨今の肥料の国際情勢が非常に厳しい中で、登録手続期間の短縮のスキームを確立したということについては高く評価をし、Sとしております。そのほかにつきましては、この自己評価のとおりとしております。この肥料についての中項目の評価は、

参考11の3番にありますとおり、中項目の評価Aでございます。

続きまして、農薬の関係であります。参考11の項目でいいますと28から48でございます。資料1では15ページから23ページ、参考12ではNo. 4から7でございます。

FAMICの自己評価として、Aが5項目という評価でございました。農林水産省としても同様の評価をしております。したがって、28番の中項目の評価についてはAでございます。

続きまして、飼料及び飼料添加物の業務でございます。参考11でいいますと49から71でございます。資料1では24ページから35ページ、参考12ではNo. 8から12でございます。

FAMICからはA評価が5項目という評価を受けております。このうち、参考12のNo. 9でございます。先ほど御説明がありましたけれども、中央畜産研修が中止になったということで、教育訓練手順書を改正して新任者内部研修を実施することで代替したということで、自己評価Aを受けておりますけれども、農林水産省としましては、中央畜産研修が中止されたのは令和2年度でありまして、教育訓練手順書の改正が令和3年度になったということなどを考えて、B評価としております。

なお、この件につきましては、金田委員から事前質問を頂いております。併せて御説明いたします。金田委員からは、中央畜産研修が中止になる中で、令和3年度の限られた日程で、経験者によるテキストを利用した研修などをした点について、Aとして高く評価できるというコメントを頂いております。これにつきまして、改めて我々で検討をいたしましたけれども、やはり中央畜産研修は令和2年度に既に中止になっていたということ、それから、FAMICの実施した研修内容が中央畜産研修の内容を網羅するというようなところまでは至っていなかったということで、やはりB評価というふうに判断したところでございます。

それから、この飼料の関係では、先ほどFAMICからも説明がありましたが、立入検査の報告について、一部の結果の報告が標準処理期間内にできていなかったということでCの自己評価がございました。参考11の52でございます。

これについては、やはり立入検査の業務は法律に基づく業務でございますので、標準処理期間内に終了しなかったというのは重大な問題であります。既にFAMICでは再発防止策を講じておられると聞いておりますけれども、再発防止策のフォローアップなどを適切に行って、同様のミスがないように対策を講じていただく必要があると考えております。

これらを踏まえまして、この飼料関係の業務につきましては、参考11の49にありますと

おりB評価としております。

続きまして、食品表示の監視に関する業務でございます。参考11の72から79まで、資料1の36ページから41ページ、参考12のNo. 13から16でございます。FAMICから自己評価Aを4項目という評価でございました。

これにつきまして、特に農林水産省からの緊急要請業務、参考11の73、あるいは参考12のNo. 13であります。あさりのDNA分析の件でございますけれども、これは、昨年度よりマスコミなどで大変大きく取り扱われているあさりの産地偽装に関するものでございまして、熊本県からの要請に基づいて非常に短い期間で対応してきたということから、これによって熊本県におけるあさりの産地判別体制の確立、さらにその後の熊本県産あさりの偽装というものに寄与したという功績が大変大きいと判断し、農林水産省としてS評価としたものでございます。そのほかについては自己評価どおりでございます。

中項目の評価としては、参考11の72にありますとおりAでございます。

続きまして、JAS、あるいは農林水産物、食品の輸出促進に関する業務、参考11の80から98まででございます。資料1では42ページから52ページ、参考12のNo. 17から19であります。

ここについてはFAMICの自己評価、Aが4つということでありまして。農林水産省としても同様の評価をしております。中項目については、参考11の80にありますとおりAでございます。

続いて、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務であります。参考11の99から104であります。資料1の53ページから57ページ、参考12でいうとNo. 20であります。

これについては、FAMICから自己評価、A評価が1項目、その他がBという評価になっております。農林水産省としても同様の評価をしております。つきまして、99番の中項目の評価はBでございます。

最後、その他の業務、参考11の105から116であります。資料1の58ページから64ページ。

これについては、FAMICの自己評価は全てBということでございます。農林水産省としても全てBと認定しておりますので、中項目の評価、参考11の105ですが、Bでございます。

農林水産省の評価は以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、まず肥料及び土壌改良資材関係業務につきまして、事前に頂いている御質問の回答をFAMICからお願いいたします。

○田村企画調整部長 資料として、委員からの事前質問というタイトルのものが配られているかと思いますが、肥料関係で委員の先生から2点ほど質問頂いているかと思います。

一つは鈴木委員から、代替肥料の登録短縮についてでございますけれども、この経験が、新型コロナウイルス感染症の拡大における物流の変化に加えて、ウクライナにおける戦争状態による尿素、リン酸アンモニウムなどの肥料原料の逼迫への対応に生かされることになるか。今後予想される肥料原料の確保と対応策に関する本機関の所見を聞かせていただきたいということでございます。

これにつきましては、肥料原料が現在も逼迫しているわけでございますし、肥料高騰対策については農林水産省でいろいろ対策を打つような話も聞いておりますけれども、FAMICとしてできることとして、今後も登録を速やかに実施するというような要請があった場合には、今回の経験を生かしていけるのではないかと考えております。

いずれにしても、肥料原料の確保に向けた対策に関しましては、肥料の登録ですとか公定規格の作成など、FAMICが関われる部分の業務について、引き続き農林水産省とよく連携させていただいて対応してまいりたいと思っております。

それから、2点目が金田委員からでございます、これも肥料の登録の短縮スキームに関するものでございますけれども、登録手続期間を23日に短縮するスキームを確立し、さらに、実際は15日に短縮できた主なポイントを具体的に御説明くださいということでございます。

これにつきましては、先ほどの御説明と若干重なってしまうかもしれませんが、申請があってから見始めるということではなくて、事前に業者も特定して提出資料の事前確認を行う、あるいはセンター内の情報共有やスケジュール管理を徹底することで、23日に短縮が可能というようなスキームを作らせていただいたものでございます。

また、実際の運用に当たりましては、先ほど申し上げました提出書類の事前確認によりまして、事業者の資料の不備などをすぐに発見して修正するように指示したことで、スキームで想定したケースよりも更に短い期間で終了することができたということでございます。事業者さんをFAMICが的確にフォローすることで、迅速な登録が可能となったのかなと考えております。

以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、他に御意見、御質問がございましたらお願いします。なお、ウェブで参加の熊谷委員については、御意見、御質問がある場合は挙手をお願いいたします。

○豊田委員 1つお聞きしたいのですけれども、評価に関しては全く異論ございませんで、具体的な内容についてお聞きしたいのですけれども、この45日が結果的に15日になったということはすばらしい成果だと思うのですけれども、肥料原料の輸入の評価に際して、実際、FAMICさんではいろいろな分析等はされるのでしょうか。主に書類だけというか、書類を用いた審査であれば、もう少し早くなれるのではないかと。

というのも、たしか5月の全農さんの情報だと、輸入尿素的の価格がたしか93%増になって、相当農家さんに衝撃が走っているようなので、少しでも安い輸入原料があるようであれば、速やかに輸入できるような体制を作っていくのが大事だと思ひましてお聞きする次第です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

豊田委員から今御質問がありましたけれども、関連して御意見、御質問等ありますでしょうか。

なければ、FAMICから回答をお願いいたします。

○田村企画調整部長 委員のおっしゃるように、基本的には書類審査でございまして、そうであれば更に期間を短縮できるのではないかとのご質問かと存じます。

肥料の登録業務は45日が標準処理期間になっていまして、これは、業者さんから申請を受け付けてからFAMICで審査、調査を行い、それを農林水産省に報告し、農林水産省の中でも所定の手続を経た上で、最終的に業者さんに登録証が交付されるまでを含めて45日間です。それを23日、半分に短縮したということですが、このスキーム上、FAMICにボールがある期間というのは23日の更に半分ぐらいで想定されております。実際には15日でできていますので、できるのではないかと云われればそうなのかもしれませんが、必ず毎回それでできるかどうかということまでは、難しいかもしれないと思います。この23日を達成するためにも事前にいろいろな準備をしておきまして、かなり手が掛かっておりますので、それを更に短縮するスキームというのは難しいかもしれないなという感じではあります。

○大西総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

ないようですので、続いて、農薬関係業務につきまして、事前に頂いている御質の回答をFAMICからお願いいたします。

○田村企画調整部長 農薬関係業務につきましては、事前質問の③ということで、試験成績等整備の事前相談対応でございます。これにつきましては、農薬部門での生物農薬に係る取組について、指針案やガイダンスの試案の作成などはルールや制度化の導入部であるとする。今後の方向性について、FAMICの事業特有の取組、あるいは考えがあれば説明をお願いしたいということで頂いております。

御指摘のとおり、実際に農林水産省でまだ通知化されているわけではございませんで、FAMICで検討、作成した生物農薬に関するガイダンス案等は、そのルールづくりのために提案したものでございます。今後農林水産省において成案化されて、ガイダンス等の制定、あるいは改正が行われるということだと考えております。ただ、先ほども少し申し上げましたけれども、FAMICとしては、その案を提出するためにいろいろ工夫や努力をいたしましたので、今回プロセス評価として挙げさせていただいているものでございます。

今後の方向性につきましては、当然ながら農林水産省の方針に従いながら、新たな課題が出ればガイダンス等の見直しもあるかもしれませんし、審査する見地から、申請者等の共通理解ですとか審査の透明性、効率化を高めるようなFAMICでできる検討、提案は今後ともしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○大西総務課課長補佐 関連した御意見、御質問等、あればお願いします。

小西委員、お願いします。

○小西委員 御説明どうもありがとうございます。

今、御質問がありました、参考12のNo. 6の生物農薬ですけれども、これから農林水産省の委員会で成案化されるというお話ですが、ここで取組の内容というところで、ガイダンス試案、これはたたき台として非常に重要だと思うのですが、これを作成するときに「内部で議論」とお書きになっているのですが、この議論というのは、専門家が何人ぐらいで、どういう専門家が入っていらっしゃるのかというのはお教えいただけますでしょうか。

○田村企画調整部長 内部ですので、基本的に農薬検査部の中での議論かと思えますけれ

ども、これにつきましては、FAMIC本部からお答えいただくことはありますでしょうか。もしすぐに回答ができないようでしたら後ほど。

○FAMIC 確認して、後ほど御回答します。

○大西総務課課長補佐 本部で確認するということなので、先に進ませていただいてよろしいでしょうか。

○小西委員 では、参考12のNo. 5のところでは、補助成分というのは、これからやはり農林水産省の委員会で決まっていくのではないかと思いますのですが、大体この背景、余り詳しくなくて、そっぼな質問かもしれないのですが、製薬会社というか、農薬を作っているのは外資系が多いということはないのでしょうか。外資系のところが多い場合には、こういう補助成分を日本独自の物に決めたとしても、補助成分を含むものの製造するのを規制するというのは、流通の問題で時間が掛かったりとか、コストが余計に掛かったりとかするような可能性というのはどうなのでしょう。

○田村企画調整部長 飽くまで日本の農薬登録制度に関して今見直しを検討されているということかと思しますので、日本での農薬登録を目指すのであれば、我が国のルールに沿ってやっていただくということかなというふうには思っております。

○大西総務課課長補佐 農産安全管理課からお願いします。

○石岡農産安全管理課長 農産安全管理課でございます。

補助成分につきましては、農薬登録に関しましては国内のメーカーもございまして、外資系のメーカーもございまして、いずれにしても、農薬の製剤中に使われている補助成分そのものにつきまして、補助成分として使用できない物質を指定しまして、それを守っていただくというような基本的な制度設計を考えております。

○大西総務課課長補佐 よろしいでしょうか。

○小西委員 ありがとうございます。

○大西調整班課長補佐 それでは、ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員 2点お聞きしたいことがあるのですが、今の補助成分ですが、私は農薬を研究でよく使っていて、何が入っているかというのは、これは実はかなりの企業秘密で、我々大学人には全く分からないのですけれども、この補助成分というのは、企業の農薬会社の方が報告されてきた成分について調査とあるのですけれども、実際にその書かれているものが含まれているのかどうか、書かれていないものが含まれていないのかど

うかというのは確認されているのでしょうかというのが一つです。

もう一つお聞きしたいのが、その前の参考12のNo. 4の試験成績に関する基準案の作成ですけれども、私、仕事柄、農薬会社の方とよくお付き合いがあるのですけれども、農薬会社の方がいつもというか、時々言われるのは、評価の判断が担当者によって非常にばらついてしまって、まちまちで非常に困っているということを聞いています。ほかの研究者の立場からすると、農薬の試験結果が非常にきれいな結果が出ればFAMICさんも悩まないと思うのですけれども、時々ばらついたりするので、評価する人自身も多分困っている状況があって、評価している人が困っているので、その農薬会社の人への回答もいろいろ人によって違ってきちゃうということで、今回、この判断ポイントを取りまとめたというのはすごい成果だと思います。これで評価する人も困らないですし、農薬会社の人にも相談しやすくなると思うのですけれども、このポイントというのは、外部にということか、農薬会社の方とかが見られるような環境になるのでしょうか。この2点です。

○大西総務課課長補佐 FAMICからお願いします。

○田村企画調整部長 1点目の補助成分についてでございますけれども、私どもの方で今回補助成分の種類を調査したということでございますけれども、農薬の登録に当たって、製剤の組成に関する資料の提出を求めていますので、その資料から補助成分の種類とか含有濃度等を確認したということでございます。そういう形で今回リストアップしたということでございます。

○豊田委員 そうすると、性善説に基づいて、企業が報告されたものが入っていると信じているということですね。

○田村企画調整部長 その部分は、恐らく今後の制度設計に係る部分だと思います。私どもで今回御紹介させていただきましたのは、補助成分がどれくらいあるかということのを把握するためにやったということで、実際の審査をやったということではないということでございます。

2点目の御質問は、農薬G L P基準に関する御質問でしたでしょうか。

○豊田委員 参考12のNo. 4に書かれている努力のところにある「判断ポイントのとりまとめ」とあるので、これは恐らくFAMICさんの検査官の中では共有されると思うのですけれども、このポイントというのは、こういった農薬を登録しようとしている、申請している人たちにも公開されるのでしょうか。

○田村企画調整部長 これも、先ほど、まだ導入部じゃないかという事前の質問を頂いた

委員さんもいらっしゃいましたけれども、これにつきましても、現段階では私どもからルール案を検討して報告させていただいたということで、今後どうなるかという点につきましては、まだはっきりとは申し上げられないと思いますけれども、基本的には信頼性や透明性の確保ということがございますので、できるだけ情報は提供するような形になっているのですが、農林水産省さんの方、そういう答えでよろしいですか。

○石岡農産安全管理課長 この件につきましても、今後農林水産省で、通知にするのか、あとマニュアルとしてお示しするのか分かりませんが、いずれにしても、このG L Pにつきましても、様々な場で関係する事業者の方に説明会などを今までもやってきましたので、そういった中で分かりやすく今回まとめたようなポイントをお伝えして、両者が共通の理解で進められる形を作ってまいりたいと思っています。

○大西総務課課長補佐 ほかによろしいでしょうか。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員 鈴木でございます。

今のやり取りに若干関わるかと思うのですが、最初に質問させていただいたところですね。肥料原料の逼迫にどう対応するかという話と、これはもう国際情勢ほかで非常に緊急な課題だろうと思いますし、特に2番目もそうですけれども、「みどりの食料システム戦略」以降、こうしたあたりに世の中の価値が非常に高まっていまして、質問の意図は、今のお話ですと、例えばアサリの案件なんかがあると、多分仕事に来るだろうと、そういう予感が多分あるのではないかと思うのですが、今後、農林水産省の方針に従うということだろうとももちろん思いますけれども、独自の見解をもって、このあたりは技術的にも事前に準備しておかなくちゃいけないのではないかと、導入部という言葉を使ったのはそういう意味で、将来的にはもう独自で、F A M I Cはこのあたりはしっかりやっておかないといけないのか、そういう方針なんかを何かお持ちですかというのが質問の意図だったのですけれども。

もう少し申し上げますと、私、この機関は本当に着実に仕事をしっかりされていると思っておりまして、だから、着実にやっているのもう全部Bでもそれは丸というか、Aだろうという、そんな感じで見ているのですけれども、やっぱり変化が大きいですね。特にこの肥料や生物農薬の件ということになると、それに対応した事前準備といいますか、頼まれてからやるために準備しておかなくちゃいけないような、そういうところがこの2つに何か見えているような気がして、そういう意味で質問をさせていただいたということ

でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

では、FAMICからお願いいたします。

○田村企画調整部長 ありがとうございます。確かにこの肥料の問題と、それから生物農薬、今後の環境問題に影響するような話だと思うのですが、これについてFAMICが独自に事前に先を見通して準備をすると、先ほどのイカの産地の関係で事前に予測をして準備をしてきたというのと同じようなことをしなければいけないとは思っているのですが、実態としては、まだそういう農薬、それから肥料については、目の前の対応をするので手いっぱいというところがありまして、ただ、おっしゃるように、農林水産省に対して提案ができるようなノウハウ、あるいはそういうような体制を作っていきたいと思っております。

○大西総務課課長補佐 ほか、よろしいでしょうか。

続きましては飼料及び飼料添加物関係業務について、事前質問の回答をFAMICからお願いいたします。

○田村企画調整部長 飼料関係については、私どもから2点ほどお答えさせていただきたいと思います。

一個は、立入検査業務での評価Cは、「担当者の見落とし」が要因であり、再発防止が可能との理解でよいかという事前質問でございます。

これは、そうでございます。先ほども少し申し上げましたが、今回の事案は、地域センターと本部の担当者間で連絡がうまくいっていなかったということで、本部の担当者が地域センターからの報告があったのを見落とししていたということがございますので、既に措置は講じましたが、再発防止のため、地域センターの担当者がグループウェアに試験結果を掲載する際には、本部の担当者宛てに一報を入れることを周知徹底し対策を講じているということでございますので、このようなことはもうないようにしたいと思っておりますし、再発防止は可能だと思っております。

次に、事前質問の飼料製造管理者認定講習会でございます。これは、こうしたFAMICの事業に参加した受講生の反応、習熟度の状況についてコメントを頂きたいということでございます。

これについては、先ほど申し上げましたように、令和3年度に初めて、講義はeラーニング、最後の試験は集合でということで、ハイブリッド形式で初めて行ってみたわけで

ございます。実は、これは受講者にアンケートを取ったのですが、肯定的な御意見と否定的な御意見が混在しておりまして、肯定的な御意見としては、「eラーニングの方が仕事の合間に見られるからいい」とか「繰り返し確認できるからいい」といったような御意見を頂いた一方、「やっぱり実習はその場でやってほしかった」とか、「ちょっと分かりづらかったので対面を希望する」という、そういった御意見も頂いております。

講義の理解度についても、これは年によって参加者が違いますので一概には比較できないかもしれませんが、例年に比べると理解しにくかったという意見が少し多かったのかなということで、また、試験の平均点も例年より若干低い結果となったということでございました。

こういったことを踏まえまして、令和4年度の飼料製造管理者の講習会については、従来の集合形式でやるという方向に今なっているところでございます。ただ、令和3年度につきましては、先ほどの御説明とも重なりますけれども、新型コロナウイルス感染症拡大の中で人を集められない、しかし法令上設置が義務付けられている人の講習会なのでやらないわけにはいかないということで、一生懸命担当部門が考えた結果、こういうハイブリッド形式でやったという、その工夫とか努力については御理解いただければ大変うれしく存じます。

以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

小西委員、お願いします。

○小西委員 参考12のNo. 12のところございまして、研究機関に職員を駐在し、知識・技術の向上、それから共同研究の誘致につなげたというのは、非常に職員のモチベーションにもなりますし、素晴らしいことだなというふうに評価して、A評価になっていますけれども、もっと高くてもいいかなと思ったりもしますが、取組の内容のところ、期間は一体どのくらいなのかということをお教えいただきたいということが一つあります。成果としてかび毒の新規分析法を立案されたということですが、この新規分析法と、その下にあります2機関から共同研究の提案があったかび毒簡易分析法というのは違うものなのか、同じものなのか。この新規というのは簡易的な分析方法なのかということも教えていただけたら有り難いということと、これから昆虫食の時代がだんだん本格的になってくるので、テーマの中に昆虫食が入っているというのは、これも非常に先駆的だなというふうに私は感じました。

こういうテーマの選び方なのですが、やはりFAMICさんとしては、これから審査をするとか分析をすることが念頭におありになると思うので、コーデックスの規格とか、それから世界的な飼料の中の、例えばかび毒だったらかび毒、何が禁止されていくのかというようなことを見据えて、その簡易分析法なり新規分析法を作るというのが望ましいと思われるのではないかと思いますので、そういう方向性でしていращゃると思うのですけれども、先ほど言った取組の、何か月か1年か分かりませんが、それがフィットしているのかどうかというようなことを、常にPDCAサイクルみたいな形でいって、これで効果があるかないかというのを見極めながら、この計画を進めていかれるというのもよろしいのではないかと思います。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICからお願いします。

○田村企画調整部長 ありがとうございます。

現在、職員を農研機構に駐在させておまして、これは飽くまでFAMICに籍を置いたままということでございますので、先方とは毎年度、契約を交わし直すのですが、その者に何年いてもらうかという話になりますと、研究の進捗状況などを見ながら、また、通常の人事との関係もございまして、特に決まった年数は決めておりません。

あと、かび毒の分析について、委員の御指摘は、ちゃんと自分の考えを持ってPDCAサイクルの中でやっていきなさいよということかと思います。私どもも、提案されたから何でも受けるということではなくて、御指摘のように、それが何に役に立つのかということとは十分考えながら対応してまいりたいというふうに思っております。

あとは、次年度の予定課題のかび毒分析法と他機関から共同研究を提案されたかび毒の分析法が違うものなのかという御質問でしょうか。

○小西委員 新規分析法と簡易分析法は違うのでしょうか。

○田村企画調整部長 これも、本部の方で分かれば御回答いただければ有り難いのですが、上に書いてある次期調査研究予定課題のかび毒新規分析法の立案と、下のかび毒簡易分析法は異なるものかということでございますね。

○大西総務課課長補佐 FAMIC本部、お願いします。

○FAMIC本部（服部非常勤監事） 先ほど、参考12のNo. 6、農薬の件で御質問いただいた件で御回答差し上げます。

参考12のNo. 6について、評価に関するガイダンス試案を作成し、かみ砕いて議論と書

かれていまして、それに対して専門家は、こちらの議論に入っているのかどうかということをお聞きいただきました。

担当部署に確認しましたところ、農林水産省の専門家3名の方に御意見を頂いて、そちらの専門の方々の御意見も踏まえて、このガイダンス試案に反映させているということです。

以上です。

○大西総務課課長補佐 次の質問については、時間が必要ですか。

○FAMIC本部 今確認中です。

○大西総務課課長補佐 分かりました。

それでは、農産安全管理課、お願いします。

○石岡農産安全管理課長 今回の回答に補足させていただきますと、FAMICの中では、これまで生物農薬の評価をしている担当者と、あと農林水産省の担当を加え、議論しながら、こういった案を作ったというものはあるのですけれども、その後、FAMICから頂いた案を最終的に我々としてどういう骨格にするのかというところでは、外部の有識者を交えまして、その中で議論して固めたと、そういった経緯がございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

○豊田委員 先ほどの参考12のNo. 12ですけれども、小西委員や鈴木委員から、将来の世界や日本の動向を見据えた調査研究をというふうにおっしゃられていたのですけれども、正にそういうときに役立つ人材って、知のプロフェッショナルというような人材で、私は大学院大学に所属しているのですけれども、知のプロフェッショナルを育てるというのが大学の使命でして、この12番でいろいろな職員の方が農研機構とか、名古屋大学でしたっけ、そういったところに行くと、多分言葉の感じから半年とか1年とか、もしかしたら2年とか、そういった短期間で派遣されて研究するのだというふうに理解したのですけれども、こうした研究成果を、例えば学部卒の方であれば修士号とか、修士を持っておられる方は博士号とか、本人のモチベーションにつながるような、本人の研究とFAMICさんの業務、研究が一体化するような制度というのが何か将来考えられないかなと思ってコメントさせていただきました。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMIC、お願いします。

○田村企画調整部長 ありがとうございます。

駐在ということに関しては、基本的にはFAMICの仕事上の命題が与えられて行くということになりますが、基本的に、もちろん誰を派遣するかという段階で、その関係の知識を持っているとか興味があるとかいう人を選ぶと思いますので、そういう面ではマッチはできるだけさせていただくようにとは考えております。

ただ、飽くまで、どういう命題を背負っていくかというのは、やはりFAMICという組織で何をやりたいか、何をやるべきかということを背負っていつてもらうということかなというふうには思っております。

○木内理事長 少し補足しますと、FAMICの中でも、今までドクターを取るために大学に駐在したわけではないのですけれども、大学の先生の御協力を頂いて博士号を取ったというのが何件かございます。今回は農研機構に駐在してその中で学位とかを取るところはいいいせんけれども、過去のこれまでの経験では、大学の先生に協力いただいて取ったということで、職員のモチベーションを上げているというのは事実でございます。

ただ、まだ件数としては数件というところでございますので、これからだと思っております。今、アドバイス頂きまして、是非職員の資質を高めるためにやっていきたいと思っております。

○大西総務課課長補佐 FAMIC本部、お願いします。

○FAMIC本部（功刀理事） 理事の功刀でございます。

先ほど小西委員から御質問のありました、参考12のNo. 12の右側の成果・効果の中で、「次期調査研究予定課題（かび毒新規分析法）」の部分でございますけれども、これについては、植物油かす中のかび毒、アフラトキシン等の分析についてでございます。

それと、一番下にかび毒の簡易分析法、これは上と同じものかというような御質問があったと思いますが、これについてはトリコテセン系のかび毒の簡易分析法を検討することでございます。

以上です。

○豊田委員 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほかによろしいでしょうか。

長田委員、お願いします。

○長田委員 素人なので、よく分からないので教えてください。この参考12のNo. 9の、農林水産省さんがB評価にされたところの確認ですけれども、これは、令和2年度は、こ

の研修が中止され、きっと、だから大変だったと。令和3年度にこういう取組をして、新規の工夫をされて問題の解決をしたというふうなことで、だからということだったのですが、行政執行法人という立場でいらっしゃる中で、令和2年度に中止をしなきゃいけなかった状況については、農林水産省さんとしてはどう評価されていたのかということと、その現状の中、とても大変だったと思うのです。新型コロナウイルス感染症が急に起こって、いろいろ取組が大変な中で頑張って、令和3年度、これが実現したという理解を私はしていたのですけれども、それでは御不満だということなのかというのを教えていただきたいです。

○平中総務課長 ありがとうございます。頑張って令和3年度に対応されたということについては評価しております。不満だということではございませんで、必要な業務をやるということは、それだけでしたら基本Bです。一定の評価をするということでAになりますので、なかなか必要な業務以上のプラスアルファがあったというところまでの評価ができなかったものですからBにしているということで、不満があったということではございません。

○長田委員 またまた素人で恐縮ですが、行政執行法人って、この場合は農林水産省さんの範疇での活動で、何か新たな取組をまず起案して実現するのがなかなか難しいところがある中に、多分その前の年度、とても困っている中で工夫をされたということで、それはやっぱり、この新型コロナウイルス感染症という、今までにない、突然起こったものへの新しい取組としてはA評価でもいいのではないかなというふうに思いましたと、意見だけ申し上げておきます。

○平中総務課長 ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ほか、よろしいでしょうか。

では、次に移らせていただきます。続きまして、食品表示の監視に関する業務について御質問等があればお願いいたします。よろしいですか。

食品表示の関係で、御意見、御質問等はよろしいでしょうか。

それでは、日本農林規格等に関する業務について、事前質問の回答をFAMICからお願いいたします。

○田村企画調整部長 委員からの事前質問の国際関係の業務について、国際規格に係る業務が新型コロナ感染拡大の下でどのような対応を行ったのか、説明を求めたい。対面での折衝が有力な手法と考えられる中、オンライン対応で成果を上げるための工夫があったの

ではないかという御質問を頂いております。

御指摘のとおりでございます。従来は、実際に会議に出席して、関係国と個別の協議を会議の間ですとか会議後の時間にやるという、いわゆるロビー活動というようなことも可能でしたし、やっていたわけですが、新型コロナウイルス感染症が拡大してからオンライン対応でございますので、その国、あるいはその相手の者ごとに個別に、現地時間に合わせて協議の場をそれぞれ複数回設けるようなことで対応いたしました。

また、オンラインだとなかなか意思の疎通が図りにくいということもございますので、提案の説明のための資料ですとか、そういったものを準備して、相手とも共有して、できるだけ伝わりやすくするような工夫を行って、個別の話し合いなどを実施したということでございます。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

ほかに、日本農林規格等に関する業務で御質問等、あればお願いいたします。

豊田委員、お願いします。

○豊田委員 前に戻っちゃうかもしれませんが、参考12のNo. 15ですけれども。

1点だけ気になったのですけれども、多分大丈夫だと思うのですが、これ、熱処理していたものをカートリッジカラムに替えたのでCO₂排出削減につながったという論理ですけれども、カートリッジカラムも、製造にプラスチックを使ったりとか、多分人工的に作った担体とかを用意しているので、それなりにLCAが発生してしまうので、それがどの程度だったかというのは、どこかでデータを取っておいた方が良いかと。意外に減っていないかもしれませんし、全く関係ないというか、加熱分だけCO₂が削減できたかもしれませんので。

○大西総務課課長補佐 F A M I C、ありますでしょうか。

○田村企画調整部長 ありがとうございます。

水蒸気蒸留はしないにしても、カートリッジカラムを使えば、ある程度CO₂の排出につながってしまうのではないかとのご質問でしょうか。

○木内理事長 今、委員がおっしゃったように、ライフサイクルアセスメントを全部やると、確かにカートリッジカラムでも製造工程でCO₂排出が多くて、結局水蒸気の方法以上にCO₂を出しているということになるかもしれません。そこまでは、全てのLCAの計算をしていないので、工程だけで判断をしたということで、今の御意見を今後の参考に

させていただきたいと思います。

○大西総務課課長補佐 小西委員、お願いします。

○小西委員 参考12のNo. 15のところで、疑問に思ったのですが、これは成果としては6時間から1.5時間に短くなったというので、私は、分析法としては相対的には良くなったのではないかと考えています。この方法の妥当性評価というのはされているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

それとあと、そうすると、他のセンターへ同じ分析法をする場合には、この方法でやってくださいねというような拡張というのですか、分析法の拡張に関しての将来的な動きというのがもしありましたら、これは参考12のNo. 7のお茶でしたっけ、あれでも分析法から見たら同じことが言えるのかなと思うのですが、お答えいただけたら有り難いです。

○田村企画調整部長 No. 15の検査法でございますけれども、御案内のとおり、FAMICには各地域センターがございますので、妥当性確認はしておりますし、実際に仙台センター、あるいは本部の人間が、ほかのセンターに対する技術の水平展開ということも今取り組んでいるところでございます。

○大西総務課課長補佐 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務ということで、参考12のNo. 20のところですが、小西委員から質問をお願いします。

○小西委員 このA評価に関しまして異論はないのですが、お話を聞いていますと、分析ラン、人材の不足とか、それから試薬の不足とかいろいろあって大変だったと。それを人的な努力によってカバーして、何とか成果が得られたというような、そういうイメージを持ったのですが、それでA評価を取られたとなると、そういう何か人的な努力だけで、また次も頑張らなさいみたいな、ブラックなイメージを持つてしまうのですが、この機械を昼夜運転させるということに関しては、やっているところが多いと思うのですが、この頃リモートで、機械にセッティングしておけば、結果はもう自宅と言ったらおかしいけれども、クラウドか何かに入れて、ここで処理できる、そこでリモートワークできるというような、そういう体制を今後進めていって、職員に対しての負荷が余り掛からないで検体の数を増やす方法とか、そういう取組というのをされたらどうなのかなというふうに思いました。負担があつてA評価という、また来年も再来年もというふうな負担をしてしまうような気がしました。

それから、研究の内容で、やっぱりかび毒が私も専門なものですからつい目がいつちゃ

って申し訳ないのですが、デオキシニバレノール-3-グルコシドの含有量というのは、先行研究としては非常に重要だと思ひまして、DONが少なくても3-グルコシドが多いというような事例が見られるのか。又は、DONが多ければ3-グルコシドも多いというパラレルなのかというような、そういう結果をきつと出していただけるのだと思うのですが、それを生かして、この栽培地域の条件などに生かしていくという貢献は期待できると思っております。非常にそのところはこれからの進展を期待したいところです。ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

FAMICからお願いします。

○田村企画調整部長 ありがとうございます。

そうですね。職員の負担の上にA評価を取るのはいかかなものかということで、それは確かに言われてみればそのとおりだなという感じはいたしました。ただ、今回の場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大という状況があつて、試薬もなかなか手に入りにくいとか、あるいは、私どもでも在宅勤務なども取り入れて、常にフル稼働というわけでもなかったということもございますので、その外的な要因が非常に強かったのかなと思いますけれども、今後はできるだけ職員の負荷は掛からないような形で考えてまいりたいと思っております。

また、検査についての御示唆につきましては、大変ありがとうございます。参考にさせていただきたいと思ひます。

○大西総務課課長補佐 食品安全政策課からお願いします。

○古畑食品安全政策課長 コメントありがとうございます。

私ども、決して職員の努力だけではなくて、追加なり予備で更に成果を上げていただいたということに対する評価を農林水産大臣としてはしているということです。

それと、グルコシドの方の研究というか、分析結果ですけれども、これ、活用は農研機構が行っています麦類の新しい品種の開発のときに、栽培条件として、このグルコシド体が多く含まれるおそれがあるかどうかというのを事前に確認するといったことで、品種改良に活用していくということになっていきますので、そちらで是非貢献、成果を導いていきたいというふうに考えている次第です。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ほか、よろしいでしょうか。

それでは、その他の業務について、御質問、御意見等ありましたら、よろしくお願いします。よろしいですか。

ないようでしたら先に進めたいと思いますが、大丈夫でしょうか。また後ほど総評という形で、御意見、アドバイス等を頂ければと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、Ⅰの部分、これで終わりましたので、ここで農林水産省の担当課の皆様には御退席いただきたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

続きまして、資料1の65ページからになります。Ⅱ、業務運営の効率化に関する事項、Ⅲ、財務内容の改善に関する事項、Ⅳ、その他の事項をまとめて御説明させていただきます。

また、説明は標準の結果のB評価のものを除き、Aであった項目の評価の要点を説明願います。

最初にFAMICから業務実績及び自己評価の説明をお願いいたします。

○田村企画調整部長 大変時間が掛かっておりまして申し訳ございません。簡潔にいきたいと思います。

この部分で御説明しますA評価となっているものは2か所ございまして、1か所は、資料1の71ページから72ページにかけて、参考12のNo. 21でございます。基本的に参考12を使って御説明させていただきたいと思います。

これは自己収入の確保、特に受託業務という文脈で出てくるものでございまして、林産物に用いる接着剤同等性確認ということでございます。集成材等、接着剤を使って貼り合わせる木材製品のJASにつきましては、使用する接着剤というのも規格の中で定められて指定されておりまして、ただ、それと同等の性能を有するものも使用できるというような規格になっております。ただ、その同等の性能を有するか否かというのは、専門的な知見なども必要ということでございまして、その部分をFAMICの方で受益者にも御負担いただいてやろうというもので、令和3年度から新たにお金を頂きながらやっているということでございます。

具体的には、申請する方から、その接着性能などに関する試験成績を出していただいてFAMICで受付をする。FAMICで専門家の意見を必要に応じて確認して、その接着剤の同等性につきまして結果を出して、その結果についてはホームページでも公表することで認証事業者の利便性の向上を図っているということです。また、邦文での結果の通知に加えまして、英文での結果の通知も行うことで、輸出に際しても性能アピールに対応で

きるように配慮させていただいております。

その結果、令和3年度につきましては、接着剤のメーカーからの申請が16件ありまして、受託収入の額としては227万9,000円の収入を得たところでございます。私どもとしまして、こういった形で、できるだけ自己収入を確保していくというのは重要と考えまして、その端緒といいますか、最初のものとして、こういった林産物に係る接着剤同等性確認というスキームを構築したところでございます。

次に、参考12のポンチ絵はございませんけれども、資料1の76ページから77ページにかけてでございます。女性登用の促進というところで、ここも自己評価はAとさせていただいております。

数値的なものを申し上げますと、令和3年度は令和2年度より若干、管理職に占める女性の割合が増えておりまして、6.9%ということになっております。いずれにしても、これはすぐに解決する問題ではございませんけれども、資料1に書いてありますように、76ページの一番下のポツから6個ぐらいポツがありますけれども、御覧のとおり、仕事と家庭を両立するための支援制度の周知ですとか、あるいはワークライフバランスの推進研修、それから女性職員の座談会、あるいはワクチン休暇等の措置ですとか、また、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応だけではなく、ワークライフバランスの観点からも使える新たな在宅勤務制度を整備いたしましたし、男性職員の配偶者出産休暇を2日から3日に拡充する、あるいは出生サポート休暇を整備する。それから、各職位別、階層別に研修をやっておりますけれども、その中でもワークライフバランス推進に関する講義を盛り込んで、組織全体に浸透していくような研修計画を作っていると、そういったことを実施していますので、様々努力をしているということで、自己評価としてはAとさせていただきます。

以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

財務内容に関する事項が出てきましたので、FAMICから財務諸表について簡潔に説明を頂き、次に監事より監査結果報告をお願いしたいと思います。

まずは財務諸表についてお願いいたします。

○田中総務部長 FAMIC総務部長の田中でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、時間も限られていますので、資料参考5、令和3事業年度財務諸表等、そのうちの決算報告書につきまして御説明させていただきます。

資料参考5の31ページに決算報告書がございます。こちらを1枚おめくりいただいた33ページ、こちらの表を御説明させていただきたいと思いますが、右側の合計欄を御覧いただきたいと思います。まず収入について御説明させていただきます。

運営費交付金につきましては、今年度も全額交付されましたので、決算額は67億6,100万円余りで、予算額に一致しているところでございます。

続きまして、施設整備補助金につきましては4,123万9,000円でございます。こちら、農薬検査部の施設でございます排ガス処理装置の改修工事費として交付決定された予算額でございますけれども、その改修工事の確定額が3,403万288円となったため、確定額のみ交付されますので、720万8,712円の減となっております。

受託収入につきましては、収入合計227万8,906円となっております。こちら、検査部門におきまして、先ほどございましたが、林産物に用います接着剤同等性の確認のための収入でございます。こちらが確保されたことでございまして、予算額に対して187万3,906円の増と、新しく大きな収入となっております。

続きまして、諸収入につきましては、収入合計4,391万6,234円となっております。検査手数料が増となる一方、飼料添加物の検定手数料、また講習事業収入の減などによりまして、予算額に対して94万766円の減となっております。

なお、その他の収入が196万4,212円の増となっておりますが、これは分析機器の更新に伴います不用物品の売払いが主な要因となっているところでございます。

これらを合わせました収入決算額合計は68億4,149万9,428円となりまして、予算額に対しまして627万5,572円の減となっております。

続きまして、支出につきまして御説明させていただきます。合計欄の一番下を御覧いただきたいと思います。

予算額68億4,777万5,000円に対しまして、決算額は66億5,371万7,623円となっております。差額は1億9,405万7,377円となっております。

それぞれに差額が生じた主な要因でございますけれども、まず業務経費につきまして御説明させていただきます。業務経費につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして立入検査数が減少したほか、有害物質の分析に必要な輸入試薬、こちらが輸送の遅れによりまして年度内の納品が困難となり、調達を中止したことなどの要因によりまして、分析経費や旅費、物品購入費が1,100万円程度不足となったところでございます。また、情報化システム整備費や機器整備費におきまして執行残が800万円、検査施設

の保守業務等の執行残で800万円、緊急調査用として準備していました経費が1,700万円ほど不用となったことが主な要因となっているところでございます。

施設整備費補助金及び受託経費につきましては、先ほど収入で御説明申し上げた理由により差額が生じているところでございます。

続きまして、一般管理費につきましては、こちらは合同庁舎分担金というものがございまして、その執行残が700万円、また、光熱水料の見込みが当初よりも500万円程度下回ったところでございます。そのほか、備品・消耗品費の執行残200万円などによりまして1,600万円ほど不用となったところでございます。

最後に人件費でございすけれども、こちら、予算要求時の積算と人事異動によります職員の入替えに伴います実績額に差が生じたこと、それと、給与を支給しない休職者や育休取得者が増加したことによりまして不用が生じているところでございます。

これらを要因としまして、先ほど申しました差額1億9,400万円ほどが生じたところでございます。

大変雑駁な説明でございすけれども、以上をもちまして令和3年度決算の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、監事より監事監査結果の報告をお願いいたします。

○中野監事 常勤監事の中野でございす。本日はよろしくをお願いいたします。

お手元の資料の参考6を御覧ください。監事監査報告書という資料が付いておると思います。令和3年度の監査報告について御説明をさせていただきます。

令和3年度も、監査計画に基づきまして、内部統制システムの運用状況を重点監査項目とし、理事長、理事、内部監査部門及び関係役職員との意思疎通を図り、情報収集、意見交換に努めてまいりました。

監査の方法については、本文Ⅰに記載のとおりでございす。全文は読みませんので、内容は御確認ください。

続きまして、監査の結果でございす。裏のページにいきまして監査の結果ということで、まず1番、法人の業務の実施状況についての意見ということで、「法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、令和3年度目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されたものと認める」ということでございす。

先ほど来、報告があったとおり、令和3年度は農薬の再評価が開始されるとか、肥料等

試験法の改正があるとか、輸出促進法への対応があるとか、あるいは認定センターの業務拡大と国際的な信頼性確保等、いろいろ中期的な課題がありましたけれども、それを確実なマネジメントで皆様の期待に応えられる結果が出たものと私どもは認識をしている次第でございます。

次に、「特に」というところですがけれども、特に「ダイバーシティ経営」の推進を図り、ウェブ会議システムやリモートワーク環境の整備、新たな在宅制度や休暇制度の創設等の勤務制度の充実、あるいは次世代育成支援行動計画や女性活躍の推進等の取組が業務達成に寄与したものと認めるということですがけれども、これも補足をいたしますと、先ほど来出ているとおり、令和3年度もコロナ感染拡大に伴ういろんな事態が継続をしたということで、その中で、先ほども報告がありましたけれども、立入検査が制限されるなどの影響が出ていました。それを含めた様々な環境整備や制度の充実を図って工夫を重ねたこと、さらにスピード感を持ってやったことでダイバーシティ経営が推進され、年度目標の達成のため業務が推進されたと判断をしております。

詳細は、その前の参考資料5の55ページのところにダイバーシティ経営というコラムが付いておりますので、是非御覧を頂きたいと思えます。

2番、法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見、3番、法人の役員の職員執行についての意見、4番、財務諸表等についての意見、5番、事業報告書についての意見につきましては、記載のとおりでございます。内容を御確認いただきたいと思えます。

また、Ⅲにつきましても記載のとおりですので、御確認を下さい。

簡単ですがけれども以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

次に、農林水産省から評価案及び事前に御質問いただいた回答の説明をさせていただきます。

平中総務課長、お願いします。

○平中総務課長 業務運営の効率化に関する事項等についての農林水産省としての評価案の御説明をいたします。参考11の取りまとめ表に基づいて確認をさせていただきます。

参考11の5ページ目、117番からが今回の評価の内容でございます。

まず業務運営の効率化に関する事項でございます。

118番、業務運営コストの削減につきましては、自己評価、大臣評価、ともにBでございます。

それから、121番、人件費の削減等につきましては、自己評価、大臣評価、ともにBでございます。

123番、調達等合理化の取組につきましても、自己評価、大臣評価、ともにBでございます。

127番以降は財務内容の改善に関する事項です。

128番、保有資産の見直し等について、自己評価、大臣評価、ともにBでございます。

130番、自己収入の確保につきましては、先ほど参考12のNo. 21で御説明がありました、FAMICの自己評価はAでございますが、これは、林産物に用いる接着剤の同等性能の確認のスキームを創設したということで、これは事業者の商品開発や接着剤の選択といった利便性の向上には大きく貢献したと評価をしておりますけれども、この評価項目は、飽くまでも自己収入の確保ということですので、その観点からいうとAと評価するには至らないということで、Bの評価としております。

本件につきまして、金田委員から業務の効率化は、Iの国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項としては高く評価できるとコメントを頂いておりますので、そのとおりでございますので、コメントを追記させていただきたいと思っております。

続きまして132番、予算、収支計画及び資金計画について、FAMICの自己評価、大臣評価ともBでございます。

135番、短期借入金の限度額については実績がございませんので、評価の対象外です。

137番からは、その他業務運営に関する重要事項であります。

138番、職員の人事に関する計画について、女性管理職登用の部分については大臣評価もAでございますが、Aが1つ、Bが2つということですので、中項目としてはBでございます。

142番、内部統制の充実・強化については、8項目ともFAMICの自己評価はBでございます、大臣評価もB、中項目としてBでございます。

151番、業務運営の改善ですが、FAMICの評価B、大臣評価はBでございます。

153番、情報セキュリティ対策の推進、FAMICの評価はB、大臣の評価はBです。

160番、施設及び設備に関する計画、FAMICの評価はB、大臣の評価はBです。

162番、積立金の処分に関する事項、FAMICの評価はB、大臣の評価はBでございます。

最初に申し上げた業務運営の効率化の部分について、熊谷委員から事前質問を幾つか頂いております。

事前の質問で業務運営コストの過去5年間の削減率が、全て一定（一般管理費3%、業務経費1%）となっています。その理由を御教示くださいとございました。

これについては、この削減率を設けている趣旨でございますけれども、これは、独法に交付される運営費交付金というものが国民から徴収された貴重な財源で賄われるものであるため、独法は運営費交付金を効率的に使用するよう努めることとされております。これは、「今後の行政改革の方針」という閣議決定でもそのような趣旨でもって、「厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示す」というようなことが書かれておりまして、それに基づきまして毎年度法人の業務内容を精査し、法人が達成可能とされる削減率を示しているところであります。その結果としましては、毎年一般管理費3%、業務経費1%減という目標を立てて実施をしているものでございます。

熊谷委員からのほかの御質問ですけれども、例えば定量的指標に用いる経費から「新規・拡充を除く」などとされているということですが、これも業務経費1%減という算定をする過程で、新規・拡充という部分については除いて削減率を計算することでもって、評価に支障が生じないように工夫をしているものでございます。

委員御指摘のとおり、客観的にどの数字とどの数字を比べると1%減になっているかが一致していないのは確かでございます。それは主観的なものが入らないのかということにつきましては、これは農林水産省でFAMICの毎年の事業計画を認可する際にヒアリングを行って、どの事業が新規・拡充であるか、そうでないかを分けて確認しておりますので、農林水産省が確認をしているという意味で主観的なものが入らないようにしているものでございます。

それから、同様の観点で、決算書の人件費から新規・拡充に伴う増員分や福利厚生費などを除いていることで、除かれた費用についても評価する必要はないのでしょうかということでございますけれども、これも3%、1%という目標を立てて実施する観点から、毎年の変動が大きい退職金の額だとかは除いて削減目標を達成するようにしているものでございます。その除かれた費用については、この削減率とは外れておりますけれども、もちろん新規・拡充などで増員する際には、その内容については精査を行って必要性を判断しているものでございます。

御質問の大枠のところは、削減率を設定している趣旨、それから、その算定の仕方、さ

らに、その削減率を設定しつつ、FAMICがしっかりと業務が運営できるようにということを考えて運用しているという、そういう観点で御理解いただければと思っております。

その他、御質問につきまして、担当の課長補佐から少し補足をさせていただきます。

○大西総務課課長補佐 私から説明させていただきます。

まず、熊谷委員からの資料1のP66に関連する事前質問です。これについては、達成状況の検証結果を記載する必要はないでしょうかという質問に対して、御指摘がありました点については、記載内容を充実するように、FAMICに対して指導していきたいと思っております。

また、この検証内容の詳細につきましては、後ほどFAMICから説明を頂きたいと思っております。

アウトソーシングの実施状況の評価に関する事前質問について、中項目として評価を行う際には、事業計画に挙げられているアウトソーシングなどの項目も総合的に判断して評価をさせていただいております。今回、自己評価の記載内容及び大臣評価を作る際には、農林水産省の担当からFAMICに事前ヒアリングを行っております。その事前ヒアリングの中でも、中項目の評価をAとするような取組がなかったということから、今回B評価とさせていただいたところであります。

続きまして人件費、資料1のP67です。これは、いわゆる実績額と予算額の関係ですが、例えば実績額にしますと、昨年、育児休業等で休まれた職員がいたとします。そのときは実績額が当然低くなりますけれども、その方が今年度復職されて戻ってくると、今年の実績額が増えてしまうということになります。予算額であれば、育児休業等の方の給料も当然予算には含まれていますので、実績値でやると、どうしてもそういう差異が出てしまう。休職された方が復職されると実績値が上がってしまうという状況がありますので、予算額で指標を立てさせていただいているということになります。

続きまして、事前質問の関係で回答をFAMICからお願いいたします。

○田中総務部長 FAMIC総務部長の田中でございます。

私から、熊谷委員から御質問いただきました業務運営コストの削減の取組について、令和3年度に新たな取組があればという御質問と、あともう一つ、環境配慮・無駄削減推進委員会における達成状況の検証結果という、この2点についてお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。3つ目の丸でございますが、令和3年度におきまして、予算の執行計画の関係で新たな取組を実施しております。それは、役員会で審議の下、当初

配分において前年度最終配分の7割を配分して、その後、緊急的に予算措置し、執行する必要がある経費についてのみ追加配分するという方法を導入しています。

具体的には、3月頃に当初配分を行い、その後7月に2次配分を行って、10月の第3次配分のときに、総合調整担当理事と、総務部長によりまして各部門に対してヒアリングを実施します。その際に、真に必要となる経費の洗い出しを行った上で追加配分いたします。そして12月の最終配分では、期中の予算執行状況の把握を行いまして、運営コストの縮減とともに予算の計画的執行を行ったところでございます。

この取組を行ったことによって、年度当初では困難でございました設備等の修繕に要する経費を確保することが可能になったところでございまして、引き続き、この枠組みの中で業務運営コストの縮減とともに、機動的な予算執行が可能となるような取組を進めてまいりたいと思っています。

続きまして、もう一点、環境配慮・無駄削減推進委員会における達成状況の検証結果でございしますが、光熱水料、コピー枚数の削減の取組につきましては、毎年度、環境配慮・無駄削減推進委員会で無駄削減のための取組目標を定め取り組んでいるところでございます。これらに係る検証につきましては、現在、環境報告書の公表に向けた作業において対応しているところでございます。今後は、可能な限り記載するように検討してまいりたいと思います。

今回、御指摘のとおり、令和3年度におけるコピー枚数、電気料、ガス料につきましては、対令和2年度比で増加してございます。これではございますけれども、無駄削減の取組により、近年、使用量は減少傾向となっているところでございますけれども、令和2年度におけるコピー用紙につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面による会議や研修開催の抑制により使用量が大きく減少しています。その結果、令和3年度は令和2年度に比べて増加しているのですけれども、令和元年度の使用枚数と比較しますと17.6%減少しておりまして、無駄削減の取組により、過去の実績からは使用量が減少となっているものと思料しているところでございます。

私の御回答、御説明、以上でございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

続きまして、関連する御質問、御意見等ありましたらよろしくお願いします。

熊谷委員、お願いします。

○熊谷委員 いろいろ細かい御質問をさせていただきましたところについて、御丁寧に説

明していただきましてありがとうございました。

まず、運営コストの削減のところで、具体的な取組もまた新たにされたということで、そういう件について、せっかくなので、こちらの評価のところにできれば記載していただいて、そこをアピールしていただくと、こういう項目であっても、例えば評価がAになるとか、そういうことも出てくるのかなと思います。

なかなかメインは調査とか研究とか検査とかいうところになって、そちら、すごく大事で皆さん頑張っているんですが、法人の性格上、頑張ったことが売上げに上がるわけではなく、どうしても交付金の予算の中で効率的に資金を運営していかなきゃいけないという中で、業務の効率化、経費をいかに抑えていくかというのが、その活動を支えるためにとても重要なことだと思っています。分析が、結果だけを比較するのではなく、取り組んだということをうまくアピールして評価していくことで、今回評価した結果がまた次につながるというふうに思います。人件費もそうですけれども、数字の結果が目標値に達したという結果も大事ですけれども、そのための取組はこのようにしたので、こういう成果があったということを、評価書に残していただけると、この評価をした意味があると思いますか、皆様にも御理解いただけますし、次につながるのではないかというふうに思います。

あと1点だけ、気になりましたのが、人件費を比較するために前期の予算の数字を使われている。どうしても休職とかがあるので実績と比較するのは難しいということですが、それはもうよく分かりますが、そういうことであれば、今年の実態に合った予算と比較すればいいのかなと。前年度予算を使うところの理由が分からないなと思いました。また、実際の金額を見ますと、過去5年のどの実績値と比べても、今回目標値と立てた前期予算の金額の方が大きいので、削減の指標としては、理論的にはどうかなという疑問は残りました。従来からこのやり方でいろいろ考えられてやられているということですが、改めて理論的にどうか、考えていただけたらなと個人的には思いました。

以上です。ありがとうございます。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

頂いた予算額の部分ですが、今年については難しいかと思うのですが、来年の書きぶりについては、法人ともよく相談しながら、分かりやすい記載になるように工夫をさせていただければと思っております。

ほか、よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問がないようですので、最後にFAMICの令和3年度業務実績に関して、農林水産省としての総合評価について御説明させていただきます。

平中課長、お願いします。

○平中総務課長 年度評価の総合評価でございます。

資料1の3ページでございます。

令和3年度というところの欄に、これまで御説明しました中項目の評価を並べております。左側から、Iの国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項でございます。ここはBが3つ、Aが4つであります。それから、右側であります、これはBが12個でございます。ここは計算式が決まっております、右側のB12個というのは、左側でいいますとB3つと換算するという計算でございます、全体としてAが4つ、Bが6つとなります。A4、B6というのをまた計算式に当てはめると、総合評価Aということになるということでございますので、私どもとしては、農林水産大臣の評価、Aと評価すべきと考えております。

以上です。

○大西総務課課長補佐 ありがとうございます。

総合評価について御意見、御質問等あればよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

それでは、大変長い間お時間を頂きまして、貴重な御意見ありがとうございました。意見等を一通り頂いたようですので、それでは最後にFAMICの理事長から、委員の皆様へ頂いた意見等を踏まえて簡潔に御挨拶を頂いて閉会としたいと思います。

木内理事長、お願いします。

○木内理事長 本日は、本当に長い時間ありがとうございました。御指摘いただいたいろんな事項につきましては、今年度の業務運営からしっかりと対応できるように取り組んでまいりたいと思います。

行政執行法人という業務の性格上、非常に評価が難しい中で総合評価Aを頂きました。改めて委員の皆様と農林水産省の関係者に本当に感謝を申し上げたいと思います。結果は職員の大きなモチベーションになると思いますので、今後の業務に生かしてまいりたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

○大西総務課課長補佐 木内理事長、ありがとうございました。

今回皆さんにお示しした評価書については、現状、案として記載させていただきました。本日の皆様の意見を踏まえまして追記する部分も出てくると思いますので、その点については御了承いただければと思います。

以上で、本日予定しました議事が全て終了いたしました。

また、本日の議事録につきましては、出来上がり次第、また委員の皆様を送らせていただいて、農林水産省のホームページで公開することとしていますので、よろしくお願いします。

それでは、以上をもちまして農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を閉会といたします。

委員の皆様には、長時間にわたり貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。ウェブ参加の熊谷委員には大変御迷惑をお掛けしましたけれども、ありがとうございます。会議室から退出していただければと思います。

どうもありがとうございました。

午後4時26分 閉会